

～西原町各行政区の自治会長です！よろしくお願ひします～

自治会に
加入しませんか？

自治会は地域の安全、福利厚生、環境整備など地域全体の共通課題を解決する場であり、心のふれあう場です。また住民の意思や要望等を町政に反映させる重要な役割を担っています。あなたも自治会に加入しませんか。(お住まいの地域の自治会へご連絡ください)

 幸地 ハイツ 幸地 正弘	 棚原 盛順	 森川 末子	 千原 利和	 上原 昌敏	 翁長 正春
 坂田 幸子	 呉屋 弘子	 津花波 清一	 西原台団地 秀子	 小橋川 憲宏	 内間 和子
 県管内間団地 直也	 掛保久 徳三	 嘉手苅 勇	 小那覇 勝夫	 平園 宗信	 兼久 良信
 与那城 博好	 美咲 善武	 我謝 哲	 西原ハイツ 勝也	 安室 幸清	 桃原 則政
 池田 和光	 小波津 榮吉	 小波津団地 清昂	 県営西原団地 嗣英	 県営幸地高層住宅 照次	 県営坂田高層住宅 良三

町内の行政区自治会を紹介します

自治会は、そこに住む住民が相互に協力・交流を図りながら親睦を深め、地域をよくしていこうという住民総意により結成された団体です。西原町では32行政区すべてに自治会が組織されており、各自治会が自主活動を通して地域の連帯感を高め、住みよい環境をつくっていくために公的機関との連携も図りながら幅広く活動しています。

ここでは自治会の紹介を行うとともに、取り組んでいる活動についてお知らせします。

1 安全安心への活動

地域の安全を守るため、交通安全の街頭指導や青少年健全育成における夜間パトロールへの参加。防犯灯設置における行政への要望等も行っています。

2 福利厚生(住民の親睦)の活動

住民相互の連絡、盆踊り・敬老会等の開催やいいあんべ事業(デイサービス)などを取り入れるなどしています。また、各種募金の取りまとめも行っています。

3 環境整備への活動

活動の場となる集会所の運営・管理、児童公園や拝所の清掃など、区民のみなさんが施設を利用しやすいよう環境整備の活動を行っています。

4 行政連携への活動

町広報誌の配布や関係機関からのポスター掲示、各種広報物の配布の協力などを行っています。また、マイク放送を利用した周知を行っています。

その他の活動として、各種サークル等の開催や青年会、婦人会、老人クラブなどの活動サポート、民生委員・児童委員との連携活動、町が実施する各種大会や式典への参加協力も行っています。

【各自治会の公民館・集会所について】

幸地公民館	字幸地202	☎944-7088	嘉手苅公民館	字嘉手苅69	
幸地ハイツ自治会事務所	字幸地996-1		小那覇公民館	字小那覇397 ☎946-0748	
棚原公民館	字棚原67	☎946-4766	平園公民館	字与那城300 ☎944-3030	
徳佐田公民館	字徳佐田43		兼久公民館	字兼久1 ☎946-4921	
森川コミュニティセンター	字棚原581-1		与那城区事務所	字与那城11	
千原自治会	※総務部総務課へご確認ください。			美咲公民館	字我謝241-3
上原自治会コミュニティセンター	字上原245-2	☎944-4027	我謝公民館	字我謝463-1 ☎946-9051	
翁長公民館	字翁長132	☎944-3231	西原ハイツ自治会集会所	字安室199-15	
坂田ハイツ自治会会館	字翁長468	☎946-5332	安室自治公民館	字安室61	
呉屋区自治会コミュニティセンター	字呉屋56	☎945-6211	桃原構造改善センター	字桃原59-1	
津花波農村集落総合管理施設	字津花波23	☎944-2878	池田自治会事務所	字池田79 ☎945-4668	
西原台団地自治会事務所	字小橋川266-4		小波津集落センター	字小波津90 ☎945-8942	
小橋川公民館	字小橋川26	☎945-8375	小波津団地ふれあいセンター	字小波津233-126 ☎946-4822	
内間公民館	字内間29	☎946-4647	県営西原団地自治会集会所	字小波津44	
県管内間団地自治会事務所	字内間411-2	☎946-4804	幸地高層住宅自治会事務所	字幸地981 ☎946-4725	
掛保久公民館	字掛保久29	☎944-0604	坂田高層住宅自治会事務所	字幸地146-1 ☎946-5151	

自治会に関するお問い合わせ 総務部 総務課 ☎945-5011 (内線112)

危険ごみの出し方

(カセットボンベ・スプレー缶)への注意喚起



1月15日に、町内の家庭ごみを回収する収集車内(パッカー車)から破裂音がし、火災が起きてしまいました。

調べた結果、原因は家庭から出された危険ごみの中にカセットボンベやスプレー缶のガスが完全に抜いていないものが出され、収集車内での摩擦により発火したことが原因だと思われるということです。

今回は周辺住民も含め、けが人もなく大事に至りませんでしたが一歩間違えると大惨事になる可能性があります。町民のみなさまには再度、危険ごみの正しい出し方を守っていただくようお願いいたします。

特に、カセットボンベやスプレー缶のガス抜きを徹底をお願いします。

時期的に、危険ごみではカセットボンベが多く出されます。ごみとして出す場合は、ガス抜きを徹底してください。

お問い合わせ 総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5012